

お知らせ

## 標章車優先駐車スペースの設置について

～ 県警では、身体に障害のある方などが優先して駐車することができる「標章車優先駐車スペース」を警察署などの駐車場に設置しました。～

対象となる方

駐車除外標章の交付を受けている方

高齢運転者等専用駐車場所標章の交付を受けている方

利用される場合にはフロントガラスの見やすい位置に標章を掲出してください。

利用できる場所

総合交通センター駐車場（14台分）及び各警察署駐車場内（各1～2台）

（写真と同じ青色枠が目印です）

お願い

標章車優先駐車スペースは障害のある方などを支援するためのものですから、一般の方の駐車はご遠慮ください。

問い合わせ先～県警本部交通規制課又は各警察署

